

東かがわ市告示第101号

東かがわ市農道等草刈活動報奨金交付要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年6月30日

東かがわ市長 上村 一郎

東かがわ市農道等草刈活動報奨金交付要綱の一部を改正する告示

東かがわ市農道等草刈活動報奨金交付要綱（平成27年東かがわ市告示第22号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、農道等とは、<u>次の各号のいずれかに該当するもの</u>をいう。</p> <p>(1) <u>道路法(昭和27年法律第180号)第2条及び第3条に定める道以外のもの(個人が所有し、管理するものを除く。)</u>であって、幅員がおおむね2メートル以上であるもの</p> <p>(2) <u>地目をため池または堤とする公有地における農業用ため池であって、ため池の水利権を有する水利組合等の団体が存在しないもの、かつ、ため池を管理する受益者が2人以下であるもの</u></p> <p>(交付対象団体)</p> <p>第3条 報奨金の交付対象となる団体は、<u>2人以上</u>で構成する団体で、かつ、農道等の草刈活動を行う団体（当該活動について他の公的な援助を受けているものを除く。以下「草刈活動団体」という。）とする。</p> <p>(報奨金の額)</p> <p>第6条 <u>第2条第1号の草刈を実施した場合の報奨金は、実施作業延長（農道等の実延長とし、両側共実施した場合であっても実延長の2倍としない。）に単位延長1メートル当たり30円を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）とし、第2条第2号の草刈を実施した場合の報奨金は、実施作業面積に単位面積1平方メートル当たり30円を</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この要綱において、農道等とは、<u>道路法(昭和27年法律第180号)第2条及び第3条に定める道以外のもの(個人が所有し、管理するものを除く。)</u>をいい、幅員がおおむね2メートル以上であるものをいう。</p> <p>(交付対象団体)</p> <p>第3条 報奨金の交付対象となる団体は、<u>2名以上</u>で構成する団体で、かつ、農道等の草刈活動を行う団体（当該活動について他の公的な援助を受けているものを除く。以下「草刈活動団体」という。）とする。</p> <p>(報奨金の額)</p> <p>第6条 報奨金は、実施作業延長（農道等の実延長とし、両側共実施した場合であっても実延長の2倍としない。）に単位延長1メートル当たり30円を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を1団体につき年間10万円を限度として、予算の範囲内で交付する。</p>

改正後	改正前
乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）を1団体につき年間10万円を限度として、予算の範囲内で交付する。	

附 則

この告示は、令和8年7月1日から施行する。